

介護保険制度のお知らせ

65歳以上の方(第1号被保険者の介護保険料)

第1号被保険者の保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき改定されます。介護予防サービスなどの利用見込みに応じて算定されるため、サービスの利用量が増加の傾向にあれば保険料が上がり、減少の傾向にあれば下がります。

平成28年度の保険料は、下の表のとおりです。被保険者の平成27年中の所得と、今年4月1日現在の世帯全員の課税状況に応じて、13段階に分けられています。

保険料の納入(決定)通知書を7月中旬までに送付

保険料を納付書で納付する方には、納入通知書を送付します。7月分(第1期)の納期限は8月1日(月)です。

口座振替で納付する方、年金受給額から差し引かれる方(年額18万円以上の年金受給者)には、決定通知書を送付します。

便利で確実な口座振替のご利用を

保険料の納付には、納め忘れない便利で確実な口座振替をご利用ください。市税等収納取扱金融機関または市役所介護福祉課で、振替を希望する納期限の45日前までに手続きしてください。

保険料の減免

次のいずれかに該当する方は、減免や納付期間の猶予の制度があります。申請方法など詳しくは、問い合わせください。

*震災・風水害・火災などで、住宅や家財などの財産に著しい損害を受けた
*生計維持者の死亡や長期間の入院など、やむを得ない理由で収入が著しく減少した
*事業や業務の休廃止、失業、天候不順による農作物の不作などの理由で、生計維持者の収入が著しく減少した
*世帯の収入が、一定の基準に満たない

保険料を納めずにいると

介護サービス利用料の自己負担割合は1割(一定所得以上の方は2割)で、残額が介護保険から給付されますが、保険料を滞り、後から申請することで給付分が払い戻される

*1年以上の滞納II介護サービス利用料が全額自己負担となり、保険料を納付しないと給付分が払い戻されません。また、払い戻される給付分が差し引かれる

*2年以上の滞納II介護サービス利用料の自己負担割合が一定期間3割となり、高額介護サービスなどが受けられなくなる
☆詳しくは、介護福祉課保険担当へ。
皆様に納めていただく保険料が介護保険制度を支えています



▼第1号被保険者の介護保険料(27～29年度)

所得段階	所得判定基準	上段：月額 下段：年額
第1段階 (基準額×0.45)	*生活保護受給者 *中国残留邦人等の支援給付受給者 *本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者 *本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(※1)+課税年金収入額(※2)=80万円以下	2565円 3万780円
第2段階 (基準額×0.62)	*本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額=120万円以下	3534円 4万2408円
第3段階 (基準額×0.68)	*本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人が第2段階以外	3876円 4万6512円
第4段階 (基準額×0.9)	*住民税課税世帯で、本人が住民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入額=80万円以下	5130円 6万1560円
第5段階 (基準額)	*住民税課税世帯で、本人が住民税非課税かつ第4段階以外	5700円 6万8400円
第6段階 (基準額×1.2)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額125万円未満	6840円 8万2080円
第7段階 (基準額×1.25)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額125万円以上200万円未満	7125円 8万5500円
第8段階 (基準額×1.5)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額200万円以上300万円未満	8550円 10万2600円
第9段階 (基準額×1.65)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額300万円以上400万円未満	9405円 11万2860円
第10段階 (基準額×1.75)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額400万円以上600万円未満	9975円 11万9700円
第11段階 (基準額×2.0)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額600万円以上800万円未満	1万1400円 13万6800円
第12段階 (基準額×2.2)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額800万円以上1000万円未満	1万2540円 15万4800円
第13段階 (基準額×2.4)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額1000万円以上	1万3680円 16万4160円

※1 合計所得金額=収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額で、扶養・医療費控除などの所得控除をする前の金額。土地・建物の譲渡所得(特別控除前)、確定申告した株式譲渡所得(繰越控除前)を含む
※2 課税年金収入額=老齢・退職年金などの課税対象となる年金で、課税対象とならない遺族・障害年金を除く

平成27年度下半期 水道事業の経営状況

平成27年度下半期(27年10月1日～28年3月31日)の業務と経営の状況をお知らせします。
☆詳しくは、水道部業務課 ☎543-6111へ。

給水人口と配水状況

●給水人口	26年度下半期 11万2824人 27年度下半期 11万2904人 (前年度比 80人 0.1%増)
●給水世帯	26年度下半期 5万2165世帯 27年度下半期 5万2685世帯 (前年度比 520世帯 1.0%増)
●配水量	26年度下半期 619万4380m ³ 27年度下半期 624万6150m ³ (前年度比 5万1770m ³ 0.8%増)

※有収水量(料金の対象となる配水量)は602万8933m³です。

企業債(借入金)の推移

企業債とは水道施設の建設や改良のために借り入れるお金のことです。下半期は、新たな企業債はなく、償還金6243万円(元金5565万円、利息678万円)を支払いました。

●現在高(元金)	27年9月末 2億9996万円 28年3月末 2億4431万円
●給水人口1人当たりの現在高	27年9月末 2657円 28年3月末 2164円

経理の状況(消費税抜き)

収益的収支

(水道料金などによる収入と家庭に水を送るために必要な経費)

【収入 8億8841万円】	【支出 8億9899万円】
営業収益 8億1433万円	営業費用 8億9189万円
水道料金による給水の収益	原水及び浄水費、配水及び給水費、設備修繕費、減価償却費など
営業外収益 7408万円	営業外費用 710万円
預金利息、下水道使用料受託徴収収益など	企業債の借り入れ利息など

資本的収支

(古くなった水道施設の改良や新しい施設の設置のために必要な経費)

【収入 2297万円】	【支出 12億3411万円】
負担金 2297万円	建設改良費用 11億7846万円
工事経費のうち市や企業が負担する分	配水管の布設工事費など
	※水道水の安定給水と有効利用や、災害に強い水道施設の整備のために、西部配水場更新工事や、都道29号線配水管布設替工事などを行いました。
	企業債償還金 5565万円
	企業債の元金

国民年金のお知らせ

7月は障害基礎年金現況届の提出月です

障害基礎年金を受給している方のうち、20歳前の病气やけがが原因で受給している方には、年金事務所から現況届が送付されます。8月1日までに市役所年金係へ提出してください。

提出が遅れると、年金の支払いが一時差し止められることがありますので、注意してください。

※診断書付きの現況届が送付された方は、医師の診断を受けてから提出してください。

退職(失業)による国民年金特例免除

特例免除とは、退職や失業により国民年金保険料の納付が困難になった場合に、保険料の納付が免除される制度です。

失業などがあつた年から、免除・猶予は翌々年6月まで、学生納付特例は翌々年3月までの期間について、通常であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査を行います。

配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは、免除が認められない場合があります。

※所得状況を確認するため、平成27年中の所得を未申告の方は申告してください。

※昭島市に住民登録のない方、28年1月2日以降に転入した方は、28年度の課税(非課税)証明書を28年1月1日現在の住所地から取り寄せて添付してください。

☆詳しくは、年金係へ。

◇対象 申請する年度または前年度に退職(失業)した方
◇申請 年金手帳、印鑑、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証などを持って、市役所年金係または東部出張所へ